



地域安全ニュース 「電話で『お金』詐欺」に注意!

警察官や役場職員、銀行員を名乗る電話で「お金」の話が出たら、詐欺だと疑い、一人で判断せず家族や警察に相談しましょう。

また、電話で個人情報やキャッシュカードの暗証番号を教えないように注意しましょう。

メールで動画サイトの利用料名目でお金を請求し、電子マネーをだまし取るという架空料金請求詐欺も発生しています。心あたりのないメールにも注意が必要です。

■注意すべき電話の内容

- ・保険料などの還付金がある
- ・キャッシュカードが不正に使われている
- ・利用している金融機関はどこか
- ・キャッシュカードを渡して
- ・暗証番号を教えて
- ・今日中にA
- ・TMで手続
- ・きをして



問 御船警察署・御船地区防犯協会連合会 ☎ 282・1110

交通安全ワンポイント 高齢者の交通事故防止

個人差はありますが、年齢を重ねると身体機能が低下します。外出するときは、交通ルールを守り、体力や体調に応じた無理のない行動を心掛けてください。

高齢者の交通死亡事故の特徴として、早朝や夕暮れ時の散歩中や、自宅付近での歩行中・自転車乗車中に多発する傾向があります。
■道路を歩くときに注意すること
・通り慣れた道でも油断せず、車

や自転車に十分注意しましょう。

- ・正しい場所(歩道・道路の右側など)を歩きましょう。
- ・遠回りでも信号機のある場所や、横断歩道を渡りましょう。
- ・斜め横断はやめましょう。
- ・早朝や夕方、夜間の外出には、明るい色の服装を心掛ける
- ・掛け、反射材を身につけましょう。



問 危機管理課 危機管理係 ☎ 286・3210

かしこい消費者 成年になるとどうなるの?

民法が改正され、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。

これにより、18、19歳の若者も、法律上は大人として扱われることとなります。

未成年者の契約には、親などの法定代理人の同意が必要ですが、成年に達すると、自分の意思でさまざまな契約ができます。

一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、

契約を取り消す権利は行使できなくなるため、契約する際はよく検討することが大切です。

■18歳になったらできること(例)

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・クレジットカードを作成する
- ・ローンを組み自動車を購入する
- ・18歳になってもできないこと(例)
- ・飲酒や喫煙
- ・競馬や競輪などの公営ギャンブル

問 上益城広域消費生活相談室(危機管理課 危機管理係) ☎ 286・3210

令和4年 町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	御船署管内	
	町内 1月中	御船署管内 1月中
人身事故	4	7
物損事故	66	142
空き巣	0	0
自販機狙い	0	0
万引き	0	7
オートバイ盗	0	0
自転車盗	0	0
車上狙い	0	0

問 御船警察署
御船地区防犯協会連合会
☎ 282-1110 内 261~265